

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年7月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900092 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1900005 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 39 年 3 月まで

私は、A 郡 B 町 (以下「B 町」という。現在は、C 市。) の農家に住み込みで働いていたが、20 歳になった時に国民年金制度が始まったので婦人会の人に勧められて加入した。家主の方が加入手続きを行い婦人会の集金担当者に保険料を払ってくれた。国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、住み込み先の家主が国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納めてくれたと主張しているが、その家主は既に亡くなっており当時の事情を聴取できず、請求者自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号「*」は、国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分の欄に「C」と記載があり、また、当該国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、C 市において昭和 43 年 8 月頃に払い出されたものと推認され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続きが行われ、厚生年金保険の資格を喪失した昭和 42 年 2 月 28 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得 (その後、平成 13 年 1 月 24 日付けで資格取得日を昭和 42 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日に訂正) したと考えられることから、請求者は、当該加入手続き時点まで国民年金に加入しておらず、請求期間は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間となっている。

さらに、請求者は、請求者が所持する国民年金手帳及び請求者が国民年金手帳の原本であると主張する請求期間に「B 町」の検認記録のある国民年金手帳の写し (以下「検認記録の写し」という。) を提出しているが、当該国民年金手帳と検認記録の写しは、記号番号、氏名、生年月日、住所等が記載された頁が同一であるところ、当該国民年金手帳記号番号は上述のとおり昭

和 43 年 8 月頃に払い出されたものと推認され、当該国民年金手帳記号番号では、請求期間について印紙により国民年金保険料を納付することができず、国民年金印紙検認記録欄に検認印を押印することができない。また、検認印の日付は当該国民年金手帳記号番号が払い出される以前の日付であることから、検認記録の写しを請求者が請求期間の保険料を納付したことを示す資料とは認められない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したが、請求者の国民年金加入手続が行われた昭和 43 年 8 月以前に、請求者が国民年金被保険者資格を取得した記録は確認することができない上、昭和 35 年 10 月から昭和 39 年 3 月までの期間において、請求者の住所であったとする B 町で払い出された国民年金手帳記号番号について、紙台帳検索システムで全件確認調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。